

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年5月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「タケエイ川崎リサイクルセンター」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市鶴見区豊岡町14番27号
株式会社タケエイ
代表取締役 三本守

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

タケエイ川崎リサイクルセンター

(2) 種類

廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区浮島町300番3及び7

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

建設系産業廃棄物中間処理施設の新設

(2) 内容

ア 敷地面積	41,090.50㎡
イ 土地利用計画	
（ア）建築物	18,439.83㎡
a 精選棟	4,677.44㎡
b 選別棟	3,795.08㎡
c 砕石棟	1,705.79㎡
d スクラップ棟	1,503.60㎡
e チップ棟	2,293.00㎡
f 手降ろしヤード棟	2,896.98㎡
g 事務所・厚生棟	955.86㎡
h 作業員休憩棟	247.00㎡
i その他	365.08㎡

(イ) 緑化地 10,273.00m²

(ウ) 構内道路及び駐車場等 12,377.67m²

ウ 処理・工程

(ア) 混合廃棄物処理ライン

a 可燃品処理ライン

b 廃プラ処理ライン

c 複合品処理ライン

d 石膏ボード処理ライン

(イ) コンクリート処理ライン

(ウ) 木くず処理ライン

(エ) スクラップ処理ライン

5 指定開発行為の施行期間

着工予定： 平成17年6月

完了予定： 平成18年3月

6 条例評価書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年5月27日(金)から平成17年6月27日(月)まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。